

## 下越地域医療構想調整会議運営要領

## (目的)

第1条 この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、下越地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

## (構成員等)

第2条 調整会議の構成員は、要綱第3条各号に定める者のうちから、村上地域振興局健康福祉部長及び新発田地域振興局健康福祉環境部長が必要に応じて依頼する。

2 調整会議の議長は、構成員の互選により定める。

## (分科会)

第3条 調整会議に次の分科会を置く。

- (1) 村上地域分科会
- (2) 新発田地域分科会

2 分科会に所属すべき構成員は、村上地域分科会にあつては村上地域振興局健康福祉部長が、新発田地域分科会にあつては新発田地域振興局健康福祉環境部長がそれぞれ指名する。

## (招集)

第4条 調整会議は、村上地域振興局健康福祉部長及び新発田地域振興局健康福祉環境部長が必要に応じて招集し、村上地域分科会又は新発田地域分科会は、村上地域振興局健康福祉部長又は新発田地域振興局健康福祉環境部長がそれぞれ必要に応じて招集する。

## (庶務)

第5条 調整会議（分科会を含む。）に関する庶務は、村上地域振興局健康福祉部及び新発田地域振興局健康福祉環境部において処理する。

## 附則

この要領は、平成30年6月13日から施行する。